

長久手町公共用物使用料単価新旧対照表

新				旧			
別表(第7条関係) 長久手町公共用物使用料 単位 円				別表(第7条関係) 長久手町公共用物使用料 単位 円			
使用の種類	区分	単位	使用料	使用の種類	区分	単位	使用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,000</u>	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>		第2種電柱	1本1年につき	<u>1,700</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,200</u>		第3種電柱	1本1年につき	<u>2,300</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>		第1種電話柱	1本1年につき	<u>970</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>		第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,600</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,100</u>		第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,200</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>94</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>75</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>9</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>10</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>6</u>		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>5</u>
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>		路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>730</u>

	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>560</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,900</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>790</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が <u>0.07</u> メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>39</u>
	外径が <u>0.07</u> メートル以上 <u>0.1</u> メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>56</u>
	外径が <u>0.1</u> メートル以上 <u>0.15</u> メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>84</u>

	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>500</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,500</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>630</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,400</u>
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,500</u>
道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が <u>0.1</u> メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>50</u>
	外径が <u>0.1</u> メートル以上 <u>0.15</u> メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>75</u>

	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>110</u>
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>170</u>
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>220</u>
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>390</u>
	外径が 0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>560</u>
	外径が 1.0メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>1,100</u>
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		使用面積 1 平方メートル 1年につき	<u>1,900</u>
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	使用面積 1 平方メートル 1年につき	<u>940</u>

	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>100</u>
	外径が 0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>200</u>
	外径が 0.4メートル以上 1.0メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>500</u>
	外径が 1.0メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1年につき	<u>1,000</u>
道路法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		使用面積 1 平方メートル 1年につき	<u>1,500</u>
道路法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	使用面積 1 平方メートル 1年につき	<u>910</u>

	地下に設ける 通路	使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>560</u>
	その他のもの	使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
法第 32 条第 1 項第 6 号に 掲げる施設		使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
令第 7 条第 1 号に掲げる 物件	看板	表示面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
	標識	1 本 1 年につき	<u>1,500</u>
	その他のもの	使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
令第 7 条第 2 号に掲げる 工施用施設 及び同条第 3 号に掲げ る工施用材 料		使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
令第 7 条第 4 号に掲げる 仮設建築物 及び同条第 5 号に掲げ る施設		使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>

施設	地下に設ける 通路	使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>460</u>
	その他のもの	使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,500</u>
道路法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる 施設		使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,400</u>
道路法施行 令第 7 条第 1 号に掲げる 物件	看板	表示面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,400</u>
	標識	1 本 1 年につき	<u>1,200</u>
	その他のもの	使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,400</u>
道路法施行 令第 7 条第 2 号から第 8 号までに掲 げる物件		使用面積 1 平 方メートル 1 年につき	<u>1,400</u>

令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自転車駐車場	建築物	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>Aに0.018を乗じて得た額</u>
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>Aに0.018を乗じて得た額</u>
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は効果の道路の路面下に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>Aに0.018を乗じて得た額</u>
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>
令第7条第9号に掲げる器具		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>

備考

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

--	--	--	--

備考

- 1 略
 - 2 略
 - 3 略
 - 4 略
- 新規追加